

広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十四号

#### 広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

広島県議会個人情報保護条例（平成十七年広島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>二 （略）</p> <p>2—6（略）</p> <p>（この章の適用除外） 第四十二条 この章（第一節を除く。）の規定は、法律の規定により個人情報保護法第五章第四節の規定が適用されないこととされている保有個人情報については適用しない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義） 第一条（略）</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>二 （略）</p> <p>2—6（略）</p> <p>（この章の適用除外） 第四十二条 この章（第一節を除く。）の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の規定が適用されないこととされている保有個人情報については適用しない。</p> <p>2（略）</p>

#### 附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。